

「やまぐち森林づくり県民税」 第5期対策

令和7年(2025年)3月

山口県

1 趣旨

県土の7割を占める森林は、山地での災害防止をはじめ、水源のかん養や快適な生活環境の形成など、多面的な機能を有しており、その働きを通じ、県民の暮らしや産業活動に様々な恩恵をもたらしています。

県では、こうした県民共有の財産である森林を、健全な姿で次世代へ引き継ぐため、平成17年度(2005年度)に導入した森林づくり県民税を活用し、荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採等を計画的に実施するとともに、地域において様々な森林づくり活動に取り組むボランティア団体を支援するなど、県民参加の森林づくりを積極的に推進してきました。

こうした中、森林づくり県民税は、本年度で第4期対策が満了を迎えることから、来年度以降の対応について、県民の皆様をはじめ、市町・関係団体や学識経験者等で構成される森林づくり推進協議会から幅広い御意見をお伺いしながら、検討を重ねてまいりました。

この結果、県民アンケート調査では、約9割の方が県民税事業の継続に理解を示され、市町等からは森林整備の継続的な取組が必要との意見が寄せられ、森林づくり推進協議会においても、「県民税事業は継続すべき」との提言がなされたところです。

一方、全国各地で集中豪雨等による災害が頻発しており、森林の果たすべき役割の重要性が高まる中、本県においては、荒廃した人工林や繁茂した竹林が、今なお多く見受けられる状況にあり、また、高齢化や過疎化が進行する中で、県民の暮らしに身近な里山等の整備も課題となっています。

こうした課題に的確に対応し、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮され、県民の皆様が将来にわたりその恩恵を享受できるよう、来年度以降も森林づくり県民税を継続し、森林の再生に向けた取組を着実に進めることが必要なことから、森林づくり県民税の第5期対策を策定しました。

2 検討状況等

時 期	内 容
7月23日(火)	第1回やまぐち森林づくり推進協議会
8月2日(金)～9月20日(金)	県民アンケート調査
8月19日(月)～10月6日(日)	市町・関係団体意見聴取
5月2日(木)～8月5日(月)	事業地における植生の回復状況等の調査
10月17日(木)	第2回やまぐち森林づくり推進協議会
12月17日(火)～1月16日(木)	パブリック・コメント
1月30日(木)	第3回やまぐち森林づくり推進協議会

3 「やまぐち森林づくり県民税」第5期対策

(1) 実施期間

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度) (5年間)

(2) 課税方式

県民税均等割の超過課税方式

(3) 対象者

個人：県内に住所がある方

県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方

法人：県内に事務所、事業所を持っている法人等

(4) 税 額

個人：年額500円

法人：県民税均等割額の5%相当額(1千円～4万円)

(5) 事業概要

森林の活力再生に向け、荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採の継続と併せ、多様な主体による里山等の整備を推進するとともに、県民参加の森林づくりに向けては、県民が森林と関わり合う新たな仕組みづくりや、県民税関連事業等の情報発信に取り組む。

ア 森林活力再生事業(ハード対策)

(ア) 森林機能回復事業

奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林において、強度な間伐を実施し、林内植生の回復を促進させ、健全な森林へ誘導。

(イ) 繁茂竹林整備事業

スギ・ヒノキ人工林や耕作地、生活環境等に支障をきたす、繁茂・拡大した竹林及び伐採後の再生竹の除去等を行い、自然林への更新を誘導。

(ウ) 里山等整備支援事業

県民生活に身近な集落周辺の森林を、地域住民等が主体となり再生・保全する取組を支援。

イ 参加しましょう！森林づくり推進事業(ソフト対策)

(ア) 森林と関わり合う新たな仕組みづくりの推進

地域での里山活動団体の交流や広域的な森林づくり活動への支援、ボランティア人材の育成等を一体的に推進。

(イ) 県民税関連事業等の情報発信

各種媒体やイベント等を活用し、森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支える県民税関連事業の取組を対象者層に応じ効果的に発信。